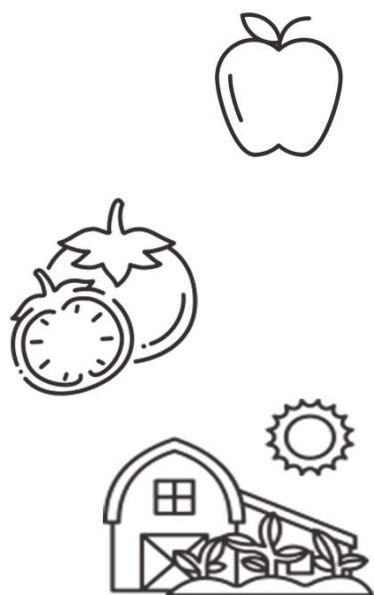


駒ヶ根市地域農業ビジョン



駒ヶ根市営農センター

2026年5月

目次

1. はじめに	3	8. 施策目標と基本方針、具体的施策等	14
2. ビジョンの位置づけ	4	・ 施策目標 1 農地を守り、活かす	
3. 目標年度	4	・ 施策目標 2 担い手確保と育成	
4. 社会的背景	5	・ 施策目標 3 経営の安定と収益性の向上	
5. 農業を取り巻く情勢	7	・ 施策目標 4 高付加価値による収益性向上と販路の拡大	
6. 現状・課題と今後の方向性	9	・ 施策目標 5 地域とともに歩む農業	
7. 基本理念	13	・ 施策目標 6 農業インフラの維持、組織体制の充実	
		9. 資料	28
		(1) 駒ヶ根市農業の概要	
		(2) 審議経過	
		(3) 専門委員会	
		(4) 第7回専門委員会において出された「現状、5年後予測、5年後目指すべき姿」まとめ資料	

1. はじめに

駒ヶ根市では、農業を持続可能で魅力ある産業として次世代へつなぐため、水田を中心とした農地の活用を図りながら、生産者・消費者・農業団体・関係機関が連携し、地域農業の将来像や方向性についての認識を共有して取り組むことを目指しています。

このような考えのもと、駒ヶ根市営農センターでは2011年に「駒ヶ根市地域農業ビジョン」を策定し、地域農業の将来像を示す計画として位置づけ、これに基づいた取り組みを進めてきました。

しかし、農業従事者の減少や高齢化、農地の荒廃、農村地域の活力低下など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に対応し、今後の方向性を明確にするため、ビジョンの全面的な見直しを行い、新たな活動方針と目標を定めました。



2. ビジョンの位置づけ

このビジョンは、今後の駒ヶ根市農業の振興と発展を図るため、その基本となる方針や施策の方向性を示すものです。「駒ヶ根市総合計画」をはじめとする計画や法令などとの整合性を図り、農業者・消費者・農業機関・団体等が一体となって取り組むとともに、国や長野県に対しても各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。

3. 目標年度

本ビジョンの計画期間は、2026年度から2030年度までの5年間です。施策の実施にあたっては、毎年開催される「駒ヶ根市営農センター（駒ヶ根市地域農業再生協議会）総会」で協議し、その年度の事業計画を策定します。また、各施策の進捗状況や社会経済の変化に応じて、必要に応じた見直しを行い、常に実情に即した具体的なビジョンとなるよう柔軟に対応していきます。



4. 社会的背景

(1) 人口減少と都市化

全国的に出生数の減少が続き、人口は減少傾向にあります。特に若者を中心に大都市圏への移住が進む中で、駒ヶ根市の人口もこの10年で大きく減少しています。

これにより、非農家世帯が増加し、農業を引き継ぐ人材が不足しており、各集落では農地の維持が難しくなっています。結果として、地域農業そのものが存続の危機に直面しています。

(2) 食の多様化とライフスタイルの変化

ライフスタイルの変化により、食生活は多様化し、特に米の消費量は年々減少しています。外食・中食の増加で家庭での調理が減少する中で、業務用の農産物に対する需要は拡大しています。また、生産性や味を重視した品種が主流となる一方で、伝統作物の需要は縮小傾向にあります。

食文化継承などの視点から、伝統野菜の保護や地域ブランドとして育成しようとする動きもありますが、十分には進まず、課題が多い状況です。



(3) グローバル化と自由貿易

安価な輸入農産物が国内の需給バランスを調整する手段となり、価格を抑えています。生産コストの上昇により農家収入は減少しています。規模拡大などにより余った農産物は輸出されていますが、規模拡大が難しい中山間地等では、栽培方法や作物選択、出荷時期などの工夫により差別化を通じた高付加価値化が求められています。

(4) テクノロジーの進化（スマート農業）

農業者の減少に対応するため、省力化を目的としたICT・AI・ドローンなどの活用が推奨されていますが、こうした技術は費用も知識も必要で、小規模農家にとって導入が難しいのが現状です。

また、施設園芸においては、温度や湿度などを細かく管理できるようになっていますが、植物の仕組みを理解し、それに合わせた栽培管理が必要であり、農業者も新たな知識に対応する必要があります。さらに、圃場管理、会計経理、販売など経営全体にもIT化が進んでおり、求められるスキルも変化しています。



5. 農業を取り巻く情勢

(1) 農業従事者の高齢化、農地面積の減少、農業者組織の弱体化

2025年の農林業センサスによると、駒ヶ根市における経営体の数は、612経営体（2020年）から540経営体へと、72経営体の減少が確認されました。このような状況から、高齢化をはじめ、地域農業における担い手の減少や後継者不足が深刻化していることがうかがえます。

2014年から2024年までの10年間ににおける新規就農者は43人となっており、他地域と比較して一定の担い手確保が図られてきました。就農時の年齢が40歳以下の就農者は23人と、若手就農者の参入も見られる一方で、就農者数は十分とは言えず、担い手不足の解消には至っていない状況です。

結果として、遊休農地・耕作放棄地が増加し、2014年から2024年の10年間の農地面積は約80ha減少しています。また、農業従事者が減少することで、地域の農業者組織も弱まり、水路の管理や地域活動など、農業を支える日常的な作業の継続が困難になりつつあります。



(2) 食料自給率の低下

日本の食料自給率は約38%と先進国でも最低水準です。輸入依存が高く、国際情勢や物流の混乱が食料供給に直結するリスクがあります。そのため、国内農業強化と持続的生産体制を整えることが重要とされていますが、現時点で大きな改善は見られていません。駒ヶ根市としても、「地産地消」の取り組みをさらに推進することが求められています。

(3) 気候変動・自然災害

豪雨・猛暑・台風などの異常気象で作物の品質・収量が不安定化しています。温暖化により適地や収穫時期が変化し、従来の栽培・流通体制の見直しが必要です。駒ヶ根市では、老朽化した用水路などの農業インフラの整備をはじめ、日頃からの維持管理の充実などが求められています。

(4) 農産物価格の不安定

農産物は、市場への出荷や業者との直接取引によって流通していますが、価格は天候による収穫量の変化や、社会情勢による需要変動に影響されやすく、収入が不安定になりがちです。さらに、農業資材の価格が上がっても、農産物の販売価格に反映させるのが難しく、経営の収益性が低下しています。

こうした中で、農産物価格を安定させる対策が求められており、現時点では、安定した販路の確保、価格の安定化、コスト削減に向けた支援が重要な課題となっています。



6. 現状・課題と今後の方向性

駒ヶ根市の農業は、今、大きな転換点に差しかかっています。農業者の高齢化や担い手の不足、農地の荒廃、そして市民とのつながりの希薄化など、持続的な農業の営みが難しくなりつつある現状があります。

こうした中で、今こそ農業者一人ひとりの前向きな挑戦を支え、地域全体で農業を守り育てていくことが求められています。これは、持続可能な農業を次の世代につなぐための、「最後のチャンス」とも言える重要な時期でもあります。

この先も地域に根ざした農業を続けていくために、まずは現状を正しく把握し、どのような課題に直面しているのかを整理することが必要です。以下に、市内農業の主な現状と課題を示します。

(1) 農地の有効活用と遊休農地・耕作放棄地の増加

優良農地の住宅地等への転用や山林化により農地面積は減少する一方、遊休農地・耕作放棄地は増加しています。こうした状況の中、農業者の減少や集落機能の低下を踏まえ、山際の斜面や狭い農地など耕作に適さない土地と、今後も活用可能な農地を的確に見極め、整理していくことが重要です。

【今後の方向性】

- 優良農地の無秩序な転用防止に向けた規制の徹底
- 農地バンク制度の活用による遊休農地の有効利用
- 除草などの簡易管理との組み合わせによる耕作放棄地の拡大防止
- 太陽光パネル設置に伴う農地転用への規制導入
- 地主や非農家を含む集落単位での農地利用や草刈りに関する協議の場の設置
- 農地の集積・集約化による農業経営の効率化

(2) 担い手の減少と農業者組織の見直し

高齢化や兼業農家の離農により農業従事者は急速に減少し、新規就農者や後継者など次世代の担い手も十分に確保できていません。その結果、各集落の農業組織は機能低下が進み、水路管理や情報共有など日常的な営農活動の継続が困難になるとともに、集落営農組織も構成員の減少や収益面の課題から継続が難しくなっています。持続可能な農業体制を確保するためには、若い世代の担い手の確保と農業組織の強化が必要です。

【今後の方向性】

- 若年層の農業参入促進に向けた資金・技術支援の継続
- 農業体験や研修機会の充実による関心の向上
- 新規就農者や青年農業者を中心とした組織の設立と支援体制の強化
- 兼業農家の後継者育成に向けた集落営農との連携強化
- 集落営農組織への支援拡充と複数組織の統合も含めた検討と体制の見直し
- 従来の農業組織の機能低下を踏まえた新たな情報伝達手段の導入

(3) 経営の安定化

農業機械や肥料などの資材費、人件費が上昇する一方、農産物価格は天候や需要の影響を受け不安定であり、輸入農産物との競争もあり価格転嫁が難しく、収益確保が困難な状況となっています。加えて、気象災害の激化や有害鳥獣被害の拡大など、生産現場を取り巻くリスクも増大しています。こうした不安定な経営環境に対応し収益性を確保するためには、生産の効率化とリスクへの備えが重要です。

【今後の方向性】

- 農業機械の共同利用や、資材の一括購入、労働力の融通、設備の共有などによる経営効率の向上
- 有害鳥獣対策や気候変動リスクに備えた防除・災害対応体制の強化
- 国の制度改正や補助制度に対する情報提供と活用支援

(4) 市内農産物の差別化・ブランド化と販路拡大

国内産地や輸入品との競争が常態化する中、栽培方法や収穫時期の工夫に加え、地域性や生産者のストーリー性を生かした差別化・ブランド化が求められています。また、市場価格に依存しない安定的な販売を目指し、輸出も視野に入れた多様な販路開拓が重要です。農産物の価値を高め、市場で選ばれる存在となるためには、地域ならではの強みを生かした販売戦略の強化が必要です。

【今後の方向性】

- 栽培技術・ストーリー性・収穫時期の工夫などによる付加価値向上と差別化の推進
- 市場依存を減らすための輸出を含めた販路の多様化
- 生産者が価格を主体的に決められる体制づくりによる価格決定力の強化
- 地域ブランドとしての信頼性・認知度向上を図るプロモーションの充実

(5) 地域社会との関係強化

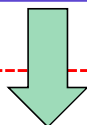
兼業農家の減少や非農家世帯の増加により、農業と市民生活の距離が広がり、市民にとって市内農業の実情が見えにくくなっています。また、水路や農道など地域の農業インフラの維持も難しくなっています。地域の農業を市民の共通価値として再認識してもらうためには、教育や体験を通じた理解促進が重要です。

【今後の方向性】

- 食育や農業体験の充実による住民の理解の促進
- 学校や地域団体との連携による農業への関心向上
- 農業を地域の共通価値として共有・継承していく仕組みづくり

(6) 営農センター体制の見直しと機能強化

営農センターは地域農業ビジョンの実現を担う重要な組織です。しかし、現在は米の生産調整を中心とした事業にとどまり、他分野での具体的な活動や議論が十分に行われていない状況です。そのため、組織としての役割や運営が形式的になりつつあるとの指摘もあります。営農センターが地域農業の課題に主体的に向き合い、実効性のある議論と連携の場として機能する必要があります。



【今後の方向性】

- 市内農業の幅広い課題を取り扱う、実質的な議論の場としての再構築
- 幹事会などの組織体制を見直し、参画団体の意見を反映した運営体制の確立
- 各参画組織との情報交換を通じた、年度計画の進捗管理と着実な実行のフォロー



7. 基本理念

「多様な担い手とともに、

挑戦と協働で未来へつなぐ

持続可能な駒ヶ根農業」



専業・兼業農家、法人、新規就農者などをはじめ、家庭菜園を楽しむ市民まで、多様な担い手が関わり、経営としての農業も、暮らしの中で楽しむ農業も大切にしながら、地域全体で支え合う環境を整えます。

挑戦する意欲を尊重し、努力が報われる持続可能な農業を目指すとともに、担い手不足や遊休農地・耕作放棄地の増加、気候変動や災害対応など、将来を見据え、地域全体で向き合うべき課題への備えも進めます。

人を中心に、農地を守り育てた成果が地域の賑わいにつながり、利益が農地や担い手に戻る「地域・農地・経済が循環する駒ヶ根農業」の実現により、暮らしと地域の豊かさを未来へつないでいきます。

8. 施策目標と基本方針、具体的施策等

駒ヶ根市農業の現状と課題を踏まえ、基本理念の達成に向けて各施策に取り組みます。

施策目標 1

農地を守り、活かす



施策目標 2

担い手確保と育成



施策目標 3

経営の安定と収益性の向上



施策目標 4

高付加価値による
収益力向上と販路の拡大



施策目標 5

地域とともに歩む農業



施策目標 6

農業インフラの維持
組織体制の充実



施策目標 1 農地を守り、活かす



遊休農地等の縮減と農地有効活用体制の整備

高齢化や担い手不足で増えている遊休農地等を防ぎ、農地を集約・活用できる仕組みを整えます。農地を守りながら効率的に活かし、地域の景観や環境保全にもつなげていきます。

基本方針

- ①農地の集約化と担い手への利用集積
- ②遊休農地等の発生防止と再生利用の推進
- ③条件不利地の多面的活用と環境保全
- ④地区営農組合等を中心とする農地管理体制の整備

基本方針	内容	想定される施策
①農地の集約化と担い手への利用集積	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画に基づき、認定農業者や法人への農地集積・集約を支援し、農作業の効率化を進めます。 ・中間管理機構や市が仲介役となり、農地の利用権設定を通じて担い手に集積します。 ・空き家バンクと連携し、農地利用と居住を一体的に推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の活用 ・担い手間の利用調整 ・利用権設定の支援
②遊休農地等の発生防止と再生利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作者不在農地を一時的に受け入れる体制を整備し、放棄地化を防ぎます。 ・条件の悪い農地は、管理を最小限にとどめるエリアとして区分し、その分を優良な農地の維持・活用に集中します。 ・荒廃農地は果樹団地化や市民農園等として再生利用を模索するとともに、ミツバチの蜜源とするなど、手をかけすぎない管理（粗放的管理）も取り入れ、景観づくりや地域の活性化につなげます。 ・バイオマス利用等については、先進事例などを踏まえ、活用に適した作物も含めて研究・検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地バンク制度の導入 ・農地パトロールの実施 ・再生利用に向けた支援 ・バイオマス利用に関する研究・検討

基本方針	内容	想定される施策
③条件不利地の多面的活用と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地では中山間地域農業直接支払事業等を活用し、農業と地域資源保全を両立します。 ・獣害防止柵や里山管理をあわせて行い、農業と自然環境の持続的な共存を図ります。 ・有害鳥獣害対策として、粗放的管理と組み合わせた管理方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払事業の活用 ・多面的機能支払事業の活用 ・景観作物の導入 ・有害鳥獣駆除対策連絡協議会との連携
④地区営農組合等を中心とする農地管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとに管理ルールや役割分担を定め、草刈りや水路管理を共同で実施します。 ・地域で農地パトロールの体制をつくり、放置された農地や管理されていない農地を早めに見つけて対応できるようにします。 ・地域全体で利用調整を行い、農業法人や認定農業者への集約を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区農地パトロールの実施 ・草刈り等の共同実施 ・集落営農法人経営強化支援事業の推進

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
農振農用地面積	○	1,842ha	1,822ha	年間4haの減少を抑えることを目標（第5次総合計画より）
遊休農地面積	○	17ha	12ha	年間1haの減少を目標（第5次総合計画より）
環境保全型農業直接支払事業取組面積	○	17.9ha	32.9ha	年間3ha増を目標（第5次総合計画より）
担い手への農地集積率		66.3%	70%	現状値：担い手の農地利用集積状況調査R8.3現在（農林水産省）より

施策目標2 担い手確保と育成



多様な担い手の育成・確保と地域農業の継承

若者や移住者、定年帰農者など幅広い担い手を受け入れ、技術や資金の支援を行います。教育や体験活動を通じて農業への関心を高め、地域で支える体制を築きます。

基本方針

- ①研修から就農、経営・技術・販売などの一体的支援と就農定着
- ②移住者・定年帰農者・兼業農家の受け入れと支援の充実
- ③学校教育・農業体験・インターン受け入れ等による次世代育成
- ④地域おこし協力隊等との連携強化、雇用就農者の受け入れ支援
- ⑤地域ごとの実情を踏まえた担い手の確保・育成に向けた取り組み

基本方針	内容	想定される施策
①研修から就農、経営・技術・販売などの一体的支援と就農定着	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者に対する研修・農地確保・営農支援をシームレスで行い、就農から営農開始までを支援します。 ・経営・栽培技術・販売など、営農スキル習得支援をします。 ・研修圃場、農業インターンやシェアファームを設けるなど、短期的に農業を体験できる環境整備を図ります。 ・就農直後の生活安定のため関係機関と連携し、住宅や子育て支援等とあわせた包括的なサポートを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JAインターン制度の活用 ・研修圃場制度の活用 ・地区営農組合によるフォローアップ ・新規就農者育成総合対策事業の活用 ・農業経営塾・商工会議所起業塾等への参加促進

基本方針	内容	想定される施策
②移住者・定年帰農者・兼業農家の受け入れと支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口と連携し、農地・住居・雇用を組み合わせたパッケージ支援を行うとともに、「お試し滞在」や「体験移住」を通じて地域との接点を増やします。 ・栽培技術研修や中古農機に関する情報提供・販売支援を行い、定年退職後のスムーズな就農を後押しします。 ・地域内の潜在的な担い手（兼業希望者・退職者・若年層）を掘り起こし、「ちいさなファーマー」としての兼業農家を増やすことで、多様なライフスタイルに合った農業参入を促進します。 ・兼業農家から専業農家への転換を支援する仕組みを整え、長期的に地域農業を担う人材の確保と持続可能性を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談窓口での農地・住居紹介 ・信州駒ヶ根暮らし推進協議会との連携 ・兼業農家を対象に、農地保全と持続的な営農に向けた意見交換の場の設置
③学校教育・農業体験・インターン受け入れ等による次世代育成	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での農業体験授業や給食連携を充実させ、食と農の大切さを学ぶ機会を広げます。 ・部活動や地域クラブ活動で農業をテーマにした取り組みを行い、継続的な関心を育てます。 ・農業高校や地元学校との連携により、継続的に農業に触れられる仕組みを整え、若者が農業を学ぶ環境をつくります。 ・都市部の農業高校や大学などからのインターンを受け入れ、次世代人材との交流や育成の機会を創出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等での農業体験の実施 ・高校・大学との連携 ・農業インターンシップ制度の活用
④地域おこし協力隊等との連携強化、雇用就農者の受け入れ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主体でプッシュ型リクルートを行い、地域おこし協力隊も活用して担い手を確保します。 ・協力隊員が農業に挑戦できる研修・農地提供を進めます。 ・協力隊活動後に農業法人等で雇用される仕組みを構築します。 ・成果を発信し、地域内外の新規就農希望者へ周知していきます。 ・農業法人等が正社員として働く雇用就農者の確保を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力隊向け農地提供と研修の実施 ・雇用就農者資金制度の活用

基本方針	内容	想定される施策
⑤地域ごとの実情を踏まえた担い手の確保・育成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・就農希望者の受け入れは、地域の実情に応じて営農組合単位で行い、地元農家やベテラン農業者が指導にあたる体制を整えます。 ・新規就農希望者には、農地のあっせんや住居支援、農機の共同利用などを組合で調整し、就農定着を図ります。 ・組合内で後継者候補や研修生の進捗を共有し、地域ぐるみで担い手を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・就農後のフォローアップ ・新規就農者育成総合対策事業の活用

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
農業経営体数		540経営体	500経営体	現状値：農林業センサス2025より
認定新規就農者数（累計）	○	15人	40人	現状値：第36回営農センター総会資料より
認定新規就農者の経営面積		21.5ha	35ha	現状値：農林課保有データより
認定農業者数	○	80人	90人	現状値：第36回営農センター総会資料より
人口に対する農業者の割合		15%	14%	現状値：農地基本台帳配布数（R7.10）/18歳～75歳人口（R6市統計）
主副業別経営体数（兼業農家数）		504経営体	450経営体	現状値：農林業センサス2020より（準主業農家と副業的農家の計）
研修会開催数（累計）		1回	6回	営農センター主催の研修会を対象とする

安定収入を実現する持続可能な農業経営に向けたチャレンジ支援

価格変動や気候リスクに対応できる仕組みを整え、生産性向上やコスト削減を進めます。販売方法の多様化や加工品開発により付加価値を高め、持続可能な経営を目指します。

施策目標3

経営の安定と収益性の向上



基本方針

- ①省力化機械・ICT、新品種・栽培技術の導入による生産性向上
- ②機械・設備投資の最適化や資材コストの削減、組織間の連携・統合による経営効率化
- ③契約栽培や直販の推進を通じた販路拡大による価格安定と地元消費の促進
- ④従業員の確保に向けた取り組みと安定した労働力の確保
- ⑤特徴ある栽培方法や新品種の導入、加工品開発などによる農産物の高付加価値化の促進

基本方針	内容	想定される施策
①省力化機械・ICT、新品種・栽培技術の導入による生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械、スマート農業機械などの導入を支援し、生産性向上を図ります。 ・新品種の導入や栽培技術向上により収量を増やすなど、生産性向上の取り組みを支援します。 ・小規模農家向けにシェア型機械導入を進め、コストを削減します。 ・効率的な経営判断や分析を可能にするIT技術導入を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマート農業導入支援事業の活用 ・スマート農業機器体験会・研修会等の実施
②機械・設備投資の最適化や資材コストの削減、組織間の連携・統合による経営効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・緑肥やたい肥の利用、バイオマス燃料の利用による経費削減の取り組みを支援します。 ・農機具・乾燥施設を地域で共有し、作業効率を高めます。 ・集落営農組織等における作業受委託を拡大し、規模の大小を超えて協力できる仕組みを作ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑肥・たい肥・バイオマス燃料等の購入補助 ・農機シェア ・集落営農法人経営強化支援事業の推進

基本方針	内容	想定される施策
③契約栽培や直販の推進を通じた販路拡大による価格安定と地元消費の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食・病院食など公共分野における地産地消を推進します。 ・観光・飲食業などと連携した地産地消を推進します。 ・小売店や加工業者との契約栽培拡大を支援します。 ・直売所やマルシェ等を強化し、農業者と消費者の結びつきを促進します。 ・オンライン直販や宅配を推進し、安定した顧客確保につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食や直売所への契約供給 ・農産物認証制度の導入検討 ・商談会の実施
④従業員の確保に向けた取り組みと安定した労働力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用就農資金制度を活用し労働力確保を図ります。 ・農福連携による農作業の受委託を推進します。 ・最低賃金上昇による人件費負担増加を支援します。 ・経営研修やマーケティング研修を実施し、販売戦略や収益管理に強い農業者を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用就農資金制度の活用 ・農福連携促進 ・農業経営塾の参加促進 ・国県の各種制度の活用
⑤特徴ある栽培方法や新品種の導入、加工品開発などによる農産物の高付加価値化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴ある栽培方法への取り組み、新たな品種の導入、6次産業化・加工品開発などによる付加価値創出へ向けたチャレンジを支援します。 ・観光農業や体験型イベントを推進し、地域への交流人口を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化推進事業の活用 ・異業種間マッチング交流会等の開催 ・地元産品加工品開発と販売 ・小規模事業者持続化

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
農業産出高		303千万円	330千万円	現状値：R5市町村別農業算出額より
農産物販売金額500万円以上の経営体数		87経営体	92経営体	現状値：農林業センサス2020より

施策目標 4 高付加価値による 収益力向上と販路の拡大



駒ヶ根ブランドの創出と販路拡大の推進

独自の農産物認証制度を通じたブランド創出により付加価値向上を図り、地産地消の推進とともに、都市部・友好都市・海外への販路開拓を進めます。さらに、オンライン販売やマルシェ出展への支援、契約栽培先の開拓を通じて、安定的に売れる仕組みを構築します。

基本方針

- ①市独自の農産物認証制度を通じた駒ヶ根ブランド確立と地元消費の拡大
- ②観光・飲食業などと連携した地産地消推進と都市圏・友好都市等への販路拡大
- ③小売業者・加工業者など契約栽培先の開拓
- ④多様な販路展開（マルシェ・オンライン・輸出等）支援

基本方針	内容	想定される施策
①市独自の農産物認証制度を通じた駒ヶ根ブランド確立と地元消費の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、市独自の認証制度を導入し、農産物の品質と信頼を高めます。 ・栽培方法や作型・品種などを通じ、差別化による高付加価値化を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物認証制度の導入検討 ・環境保全型農業の推進
②観光・飲食業などと連携した地産地消推進と都市圏・友好都市等への販路拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商工・観光業における地域経済循環の取り組みと連携し、市内飲食店や学校給食、食品加工業や土産品業での利用を拡大し、地域内消費を高めます。 ・ふるさと納税や友好都市との交流イベントを通じて販売機会を広げます。 ・首都圏のマルシェやアンテナショップでの販路を拡大します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内観光業・飲食店、給食等における地元農産物利用推進 ・都市圏での販売促進

基本方針	内容	想定される施策
③小売業者・加工業者など契約栽培先の開拓	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な販売先の確保を目指し、小売業者・食品加工業者との契約栽培を推進します。 ・JAや市などが調整役となり、取引先とのマッチングを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約栽培に関する情報提供 ・栽培技術・経営研修の実施 ・商談会の実施
④多様な販路展開（マルシェ・オンライン・輸出等）	<ul style="list-style-type: none"> ・定期マルシェや直売イベント開催を促進し、消費者との交流を広げます。 ・ECサイトや卸商社との商談会を定期的に行い、個別農家でも販路を広げられる体制を整えます。 ・輸出支援制度を利用し、海外販路の開拓に挑戦します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マルシェの開催支援 ・ECサイト構築・販売の支援 ・異業種間マッチング交流会等の開催 ・県主催商談会への出展支援

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
農産物認証数（累計）		—	100件	
異業種間マッチング交流会・商談会開催数（累計）		0回	10回	営農センター主催の交流会・商談会を対象とする
地元調達率（公共機関）		46.64%	50%	市内学校給食における地元（上伊那産）調達率 現状値：R7実績



地域の食文化を支え農業と市民生活のつながりを深める

食育や農業体験を充実させるとともに、農福連携・ボランティア・シェア農園などを通じて市民が農業に関わる機会を広げます。集落活動と農業の関係を再構築し、地域とともに歩む仕組みを築きます。

施策目標 5 地域とともに歩む農業



基本方針

- ①食育・農業体験による地域の食文化と農業との理解促進
- ②農福連携、市民参加型農業（ボランティア・体験農園等）の推進
- ③ワーケーション、シェアファーム等の新しい関わり方導入
- ④地域組織と連携した農業インフラ維持体制の構築

基本方針	内容	想定される施策
①食育・農業体験による地域の食文化と農業との理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育園での農業体験を拡充し、子どもたちに食と農の大切さを伝えます。 ・市民向けの収穫イベントや農業体験ツアーを開催し、農業にかかわる入口を整えます。 ・赤須さといもなど信州伝統野菜の利用機会を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保育園、市民向け収穫体験の実施
②農福連携、市民参加型農業（ボランティア・体験農園等）の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援組織と農業者との接点を広げ、農福連携の拡大に努めます。 ・農業ボランティア制度等について検討し、農家と市民が協力できる仕組みを整えます。 ・区画貸体験農園の整備を検討し、家庭菜園感覚で農業に触れる機会を提供します。 ・高齢者や子育て世代など幅広い層が参加できる多様な農業参画プログラムを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携認証制度の導入検討 ・ボランティア制度の導入検討 ・体験農園の整備

基本方針	内容	想定される施策
③ワーケーション・シェアファーム等の新しい関わり方導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーション型プログラムを企画し、都市部の人材が農業に参加できる仕組みを検討します。 ・シェアファーム整備を検討し、共同で農地を活用する取り組みを支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーションプランの策定 ・シェアファームの整備
④地域組織と連携した農業インフラ維持体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・JAや営農組織との協働をより強化し、情報共有と相談体制を充実させます。 ・観光分野と連携し、農業を地域の産業・文化として支える仕組みを構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JAや地区営農組合との連携強化 ・観光業との連携強化

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
市民農業体験イベント開催数（累計）		—	25回	5地区営農組合で年1回を想定
市民農業体験イベント参加者数（累計）		—	250人	1回10名を想定
農福連携に取り組む農家数（累計）		20件	25件	



農業インフラの維持と営農組織の強化、営農センター体制の見直しによる体制確立

農地や水路、農道などの農業インフラについて、関係機関と連携しながら適切な維持管理に取り組むとともに、有害鳥獣害や気候変動への対策を強化します。あわせて、営農センターの体制を見直し、地区営農組合や集落営農組織との連携を深めることで、効率的で力強い農政推進体制を構築します。

施策目標 6

農業インフラの維持 組織体制の充実



基本方針

- ①農地、水路・農道等の農業インフラの維持管理に関する連携
- ②有害鳥獣害対策・気候変動対応の強化
- ③地区営農組合の活動支援、集落営農組織の統合検討や連携推進
- ④営農センター体制の見直しにより農業者の声を反映する支援体制強化

基本方針	内容	想定される施策
①農地、水路・農道等の農業インフラの維持管理に関する連携	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用状況や課題を把握し、農地改良事業等に関する情報共有や関係機関との連携を図ります。 ・水路や農道などの農業インフラについて、関係機関と連携し、適切な維持管理への対応を図ります。 ・住民も参加する維持管理体制を整え、農業と生活の基盤を守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地改良事業等に関する情報共有、関係機関との連携 ・水路・農道等の維持管理に関する課題整理 ・住民管理体制の整備
②有害鳥獣害対策・気候変動対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・電気柵や捕獲体制を整備し、増加する獣害を抑制します。 ・プロハンター育成を進め、持続的な鳥獣対策を可能にします。 ・収入保険や農業共済を活用し、自然災害や価格変動のリスクから農家を守ります。 ・気候変動に対応した品種導入や農業技術の普及を支援します。 ・災害時の復旧体制を整備し、迅速に支援できるネットワークを構築します。 ・捕獲した有害鳥獣のジビエ利用を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣駆除対策連絡協議会と生活・観光等の関係分野との連携 ・新品種導入 ・経営所得安定対策の活用 ・農済保険制度の活用

基本方針	内容	想定される施策
③地区営農組合の活動支援、集落営農組織の統合検討や連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地区営農組合の活動支援を強化します。 ・小規模法人や集落営農組織の統合や将来的な機械の導入・更新などについて検討し、効率的な経営体制を構築します。 ・専業農家・兼業農家の連携を強め、世代を超えた協働を実現します。 ・機械協業組織との統合で作業効率を高め、収益確保につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織の統合検討 ・機械利用組合との連携 ・集落営農法人経営強化支援事業の推進
④営農センター体制の見直しにより農業者の声を反映する支援体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の営農センターの運営体制を見直し、農業者の声を反映する支援体制を確立します。 ・各農業者及び組織間で意見交換や情報共有する機会を増やし、協力態勢を築きます。 ・若手農家の意見が農政に反映されるように図ります。 ・行政・JA・農業委員会が一体となり、就農支援から販売促進まで切れ目のない支援を行います。 ・地区・集落営農組合の役割を明確にし、課題を共有しながら柔軟な対応を進めます。 ・職員体制を強化し、農業分野の専門人材を確保します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農センター構成員の見直し検討 ・新規就農者・青年農家組織の設立 ・専門人材の配置

評価指標

指標	総合計画	現状値 (2025年)	目標値 (2030年)	備考
有害鳥獣被害（金額）	○	4,218千円	3,500千円	現状値：R8.3被害額
市鳥獣被害対策実施隊員数		65人	70人	現状値：R7.4現在
意見交換会の開催回数（累計）		2回	12回	営農センター主催の意見交換会を対象とする

9. 資料

(1) 駒ヶ根農業の概要

項目		2015年	2020年	2025年	
総人口 (人)		32,759	32,202		
面積	耕地面積 (ha)	1,376	1,251		
	田耕地面積 (ha)	1,200	1,055		
	畑耕地面積 (ha)	176	195		
農家数 (経営体数)	農業経営体	760	612	540	
	総農家数	1,533	1,345		
	自給的農家	807	771		
	販売農家数	726	574		
	認定農業者	76	79	80	
	認定新規就農者	3	6	15	
販売を目的とした主な農作物の作付面積	水稻	経営体数	620	431	
		作付面積 (ha)	778	699	
	麦類	経営体数	91	103	
		作付面積 (ha)	78	94	
	そば	経営体数	155	117	
		作付面積 (ha)	117	74	
	大豆	経営体数	31	19	
		作付面積 (ha)	15	7	

項目		2015年	2020年	2025年
畜産	乳用牛	経営体数	5	6
		頭数	88	70
	肉用牛	経営体数	6	5
		頭数	X	X
主な農業産出額 (推計) 単位：千万円	米		105	104
	野菜		87	76
	果実		34	32
	畜産		19	16

※総人口は、「駒ヶ根市の統計」より

※面積・農家数（農業経営体・総農家数・自給的農家・販売農家数）・販売を目的とした主な農作物の作付面積・畜産は、「農林業センサス」より

※農家数（認定農業者数・認定新規就農者数）は、「駒ヶ根市農林課保有データ」より

※主な農業産出額（推計）は、「R5市町村別農業算出額（農林水産省）」より

※2025年の数値は2026年5月1日現在で公表されている項目のみ掲載

※X表記は秘匿数のため数値公表なし

(2) 審議経過

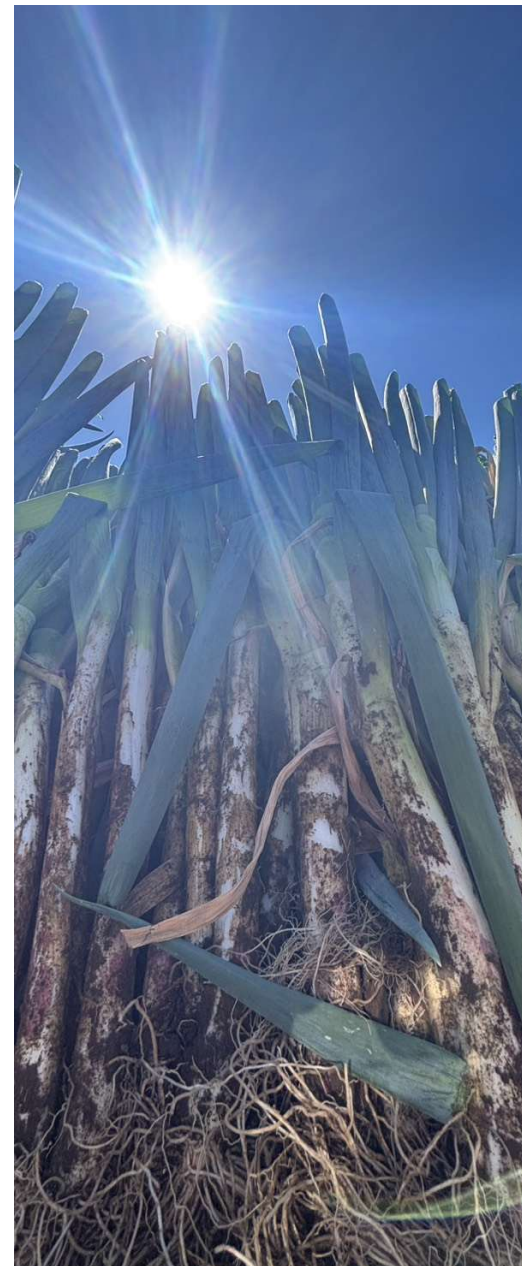
年度	月日	委員会等	内容
R6	2月13日	第1回専門委員会	顔合わせ、今後の進め方の確認他
	3月25日	小委員会	進捗状況報告
	4月9日	第2回専門委員会	意見交換
	4月25日	小委員会	進捗状況報告
	7月26日	第3回専門委員会	意見交換結果の整理
	10月29日	第4回専門委員会	今後の進め方の確認、たたき台の提示他
	12月18日	小委員会	進捗状況報告
	3月18日	第5回専門委員会	ヒアリング結果の確認、論点整理他
	3月25日	小委員会	進捗状況報告



年度	月日	委員会等	内容
R7	6月5日	第6回専門委員会	課題整理、解決方法の提案
	8月6日	第7回専門委員会	課題整理、解決案整理、あるべき姿の整理
	10月9日	第8回専門委員会	ビジョンたたき台の確認
	10月16日	集落営農法人意見交換会	専門委員会経過およびビジョン素案報告
	10月27日	地区営農組合意見交換会	専門委員会経過およびビジョン素案報告
	12月15日	第9回専門委員会	全体構成・内容、指標の検討
	12月22日	小委員会	専門委員会経過およびビジョン案報告
	2月5日	第10回専門委員会	全体構成・内容、指標の検討
	3月23日	小委員会	専門委員会経過およびビジョン案報告
	R8	4月21日	小委員会
5月26日		営農センター総会	ビジョン策定

(3) 専門委員会

No.	役職	氏名	選出区分	備考
1	委員長	渋谷 厚男	東伊那地区代表	東伊那営農組合長
2	副委員長	木下 豊	上在地区代表	農事組合法人福岡代表理事組合長
3	委員	小澤 章二	下在地区代表	(株)北の原ファーム代表取締役
4	委員	宮下 修	下平地区代表	下平地区営農組合長
5	委員	山口 雅輝	中沢地区代表	認定農業者
6	委員	木下 亜紀	農業委員会	農業委員
7	委員	林 英之	認定農業者の会	認定農業者の会会長
8	委員	春日 知也	認定農業者の会	認定農業者
9	委員	所河 昌昭	認定農業者の会	認定農業者
10	委員	北原 幸恵	認定農業者の会	認定農業者
11	委員	戸澤 篤	認定新規就農者	認定新規就農者
12	委員	下平 明美	認定新規就農者	認定新規就農者
13	委員	小平 政博		農事組合法人みなみわり総務部長



(4) 第7回専門委員会において出された「現状、5年後予測、5年後目指すべき姿」まとめ資料

①農地

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で助け合いながら管理する意識がある。 ・果樹は団地化で維持できる。 ・時間銀行やボランティア活用など地域協力の可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良農地が転用により減少している。 ・耕作放棄地が増加し、中山間地で顕著。 ・農地相続人の不在や管理困難が増加。 ・農地集約化や団地化が進まず、効率的利用が難しい。 ・耕作者が見つからない農地をひとまず引き受け管理する仕組みがなく、転用や遊休農地の増加につながっている。 ・中山間地を中心に畦畔管理負担が大きいことを理由として引き受けてのいない農地が出ている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業によりスマート農業と組み合わせた大規模農地化が図られる地域がある。 ・中間管理機構活用による集約が進み効率的な農地管理体制が整う。 ・法人や営農組織により農地の維持・活用が強化。 ・地域協力型農地管理（時間銀行等）が普及し作業負担が軽減する。 ・優良農地の減少が進む。 ・農地の荒廃が進み、害虫被害や管理困難が深刻化。 ・農地の相続放置が増え、利用可能な農地が減少。 ・管理可能な農地は集積・集約化が進む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で守り、地域で活かす循環型農地管理モデルの構築。 ・農地を維持し次世代に継承できる体制の確立。 ・中間管理機構や地域組織を通じて農地を集約化。 ・不利地は山林化や粗放的管理へ移行し、重点エリアで効率的な営農を実施。 ・法人や団地化による農地利用の効率化と果樹園の維持。

② 農業者

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> ・異業種参入や移住者参入が増えている例がある。 ・兼業農家と専業農家が協力する体制が存在。 ・世代を超えたつながり・仲間づくりを望む声がある。 ・体験・ふるさと農業など非農家参加の可能性がある。 ・新規就農者支援の必要性が共有されている。 ・スマート農業への期待感が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化に伴う離農が進み、農業者数が減少している。 ・兼業農家や移住者、新規就農者など多様な担い手が現れているが十分ではない。 ・就農支援や技術継承の体制がまだ整っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人・兼業・基幹農家が連携し育成と雇用の場が広がる。 ・農業体験やふるさと農業の仕組みが普及し、市民参加型農業が進展。 ・スマート農業普及により若手が活躍する環境が整備 ・農業者数はさらに減少し高齢化が加速。 ・集落営農法人や会社組織による統合が進む。 ・地元よりも移住者・異業種の参入が増える傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「農業を職業として選択できること」への転換。 ・地域内人材と外部人材が共存する開かれた農業コミュニティ形成。 ・参入から定着までの切れ目ない支援体制の構築。 ・専業・兼業・法人・移住者が協働し、地域農業を維持。 ・新規就農者への農地・住宅・機械・技術の支援を充実。 ・世代を超えたつながりを育み、若者や女性も活躍する多様な農業モデルを構築。

③農業経営

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド化や地産地消へ期待する声がある。 ・直接取引や直販拡大により価格交渉できる可能性が認識されている。 ・規格外品活用や子ども食堂との連携など社会的意義のある取り組みの可能性が有る。 ・機械共同利用、省力化、大規模化の方向性が共有されている。 ・有機・無農薬栽培や団地化への意識がある。 ・温暖化対策や機械効率化により収益を高める意欲がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・資材・人件費が高騰し、市場価格では吸収できず経営は厳しい。 ・米や主要作物の価格が不安定で、所得確保が難しい。 ・販路や販売方法が限定的で、価格決定力が弱い。 ・生産年齢人口が減り、パート労働者等の確保が難しい。 ・天候の不安定化により十分な収量を確保することが難しい。 ・新しい栽培技術、品種、機械機器などについて学ぶ機会が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直販・直接取引が増え、価格決定力のある経営が増加。 ・駒ヶ根ブランドが確立し、広域販路やPRが進展。 ・有機・無農薬団地化など高付加価値戦略が成長。 ・共同利用機械・省力化技術により効率経営が一般化。 ・規格外品の利活用が広がり、食品ロス削減モデルが確立。 ・資材高騰と価格低迷が続き、農業者の所得は横ばいか減少。 ・大規模化や家族経営による省力化が進む一方、小規模農家は厳しい立場に。 ・米の増産政策により価格下落の可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「選ばれる駒ヶ根農産物」として国内外販路を持つ経営体の増加。 ・安定所得を確保できる持続可能な農業経営体制を構築。 ・駒ヶ根ブランドの確立や規格外品の活用により販売力を強化。 ・機械共同利用や効率的経営でコストを削減し、安定的な所得を確保。 ・「儲かる農業」を実現し、若者も挑戦できる経営モデルを提示。

④インフラ

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> 水路・農道整備は行政と地域が連携して取り組む機運がある。 計画的改修や地域全体の協力により維持管理が行われている地区もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 農道や水路などインフラ老朽化が進行。 農業従事者減少で維持管理が難しくなっている。 地域生活基盤としての重要性も高いが一般市民に理解されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域・行政・農家の共同管理体制が機能し維持管理が持続可能に。 市民生活と農業が両立するインフラ整備モデルが構築。 インフラの老朽化がさらに進み、水利や農道維持が困難に。 農業者減少で維持管理の担い手不足が顕著に。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政・地域・農家が協力し、効率的で計画的なインフラ改修を実施。 市民も参加できる仕組みを整え、農業インフラを生活基盤として守る。 ICTや機械化を取り入れ、省力的な管理体制を確立。

⑤有害鳥獣被害

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> 獣害対策の必要性が農業者間で共有されている。 猟友会の高齢化に対し、ハンター育成・専門職化の必要性が認識されている。 	<ul style="list-style-type: none"> シカ・イノシシなどによる被害が増加。 駒ヶ根高原地域ではクマの生息数が増加し、被害発生が懸念される。 猟友会の高齢化や担い手不足で対応が遅れている。 捕獲した鳥獣を利用する仕組みがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ゾーニングの明確化により、被害が集中する地域で効果的な対策が展開。 捕獲・防護・管理の体制が整い、被害面積が減少。 獣害がさらに拡大し、農作物被害が深刻化。 狩猟従事者が減少し、対応が遅れる可能性。 	<ul style="list-style-type: none"> 職業としてのハンター制度を確立し、担い手を育成。 地域ごとの獣害ゾーニングを徹底し、被害を最小化。

⑥自然災害

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨や高温・干ばつなど気候変動への危機意識が共有されている。 ・収入保険の必要性や活用意識が高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨や高温・干ばつなど異常気象の影響が拡大。 ・自然災害時の復旧対応に遅れが見られる。 ・これまでにない豪雨へ対応できる用水路管理となっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入保険加入が広がり、多くの農業者が災害による収入減リスクを分散。 ・気候変動に対応した品目転換・栽培技術の導入が進む。 ・ICT・観測データ等による事前対応（予測型農業）が進展 ・自然災害の頻発により農業被害が増加。 ・収入減少リスクが高まり、農業継続に影響。 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入保険や補償制度を充実させ、被害を受けても農業が継続できる体制を確立。 ・行政の災害対応を迅速化し、地域と連携し復旧を支援。 ・気候変動に適応した栽培技術や作目体系への転換が進み、安定生産を実現。

⑦組織

現状		5年後予測	5年後目指すべき姿
肯定面	否定面		
<ul style="list-style-type: none"> ・組織の統合や再編の必要性への合意が形成されつつある。 ・営農センターが販売支援・推進役へと役割転換する期待がある。 ・農業者と消費者をつなぐ仕組みを望む声がある。 ・JA・行政の販売力強化を求める声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農センターは地域農業の推進役として機能していない。 ・営農組織や法人の高齢化・後継者不足。 ・補助金依存が強く、機能不全の組織も存在。 ・地区間連携が弱く、統合が進んでいない。 ・農家の高齢化を反映して農業者組織の役員も高齢者が多く、中堅・若手農業者の意見が反映されづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営農センターが販路開拓と情報発信のハブとなる。 ・営農組織や法人の解散・統合が進む。 ・補助政策変更により従来型の法人が維持困難に。 ・営農センターの機能が低下不全により市内農業の情勢は改善していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金依存から脱却し、利益を生み出す組織へ転換。 ・地区を越えた連携と機械利用組合の統合で効率的経営を実現。 ・営農センターは農家の声をより反映する運営がなされ、「販売力強化」と「農家と消費者の橋渡し役」など多様な役割を担う組織として再構築。